

令和2年度

海上自衛隊技術海上幹部 採用要項 航空自衛隊技術航空幹部



1 受付期間

令和2年4月17日(金)から6月26日(金)まで(締切日必着)

2 採用予定数(参考 令和元年度)

| 区分 | 採用予定人員 |
|-------|--------|
| 海上自衛隊 | 約2名 |
| 航空自衛隊 | 約8名 |

※ 令和2年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 応募資格

(1) 下記の条件を満たす者

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、次表の学科等を専攻し、その他の条件を満たす者

| 区分 | 部門 | 専攻学科等 | その他の条件 |
|-------|-------------------|---|---|
| 海上自衛隊 | 艦船・航空機・武器 | 理学部又は工学部において、造船(船舶)工学、航空宇宙工学、機械工学、精密機械工学、電気工学、金属工学、電子工学、通信工学、数理工学、情報工学、システム工学、宇宙工学、無線通信科、応用物理学、化学、応用化学、コンピュータネットワーク分野又はこれらに相当する学科 | 次のいずれかの業務経験を3年以上有する者 1 情報通信系又は宇宙関連分野で設計、開発又は維持管理業務 2 電子計算機のソフトウェア、プログラミング開発、維持管理等の分野でのシステムエンジニア業務 3 ガスタービン及びディーゼルエンジン関連分野での設計、開発、整備業務 4 機関制御関連の開発等の分野でのシステムエンジニア業務 5 プラント、造船分野で設計、整備、品質管理業務 |
| | | | 次のいずれかの業務経験を5年以上有する者 1 航空機及び航空機の関連機器等又はこれに類する他の産業における機器等の研究開発、設計、製造、検査、整備業務 2 水中音響、電磁波及び情報処理等又はこれに類する他の産業における機器等の研究開発、設計、製造、検査、整備業務 3 民間航空機設計、整備又は運航に関する業界における設計、整備業務 4 電子計算機のソフトウェア、プログラミング開発、維持管理等の分野でのシステムエンジニア業務 5 高電圧給配電(交流又は直流)の系統設計業務 |
| | 情報通信 | | 次のいずれかの資格又は業務経験を有する者 1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者 2 官公庁、民間企業、教育機関等において、通信に関する業務経験を有する者 IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が定める「ITスキル標準キャリアプレームワーク」、「レベルの定義」に分類される職種(マーケティング、セールス、コンサルタントを除く。)において、レベル3以上の業務経験を1年以上有する者 |
| | 安全保障 | 安全保障学、国際政治学、国際関係論又はこれらに相当する学科 | シンクタンク等での戦略理論等に関する研究実績(論文掲載、学会での発表)を2年以上有する者 |
| | 語学 | 外国語(中国語、ロシア語、韓国語) | 学士資格(語学検定準1級相当)以上を有する者 |
| | 技術情報分析 | 電気工学、電子工学、電磁波工学、通信工学(無線通信、コンピュータ通信)、コンピュータネットワーク分野又はこれらに相当する学科 | 次のいずれかの業務経験を5年以上有する者 1 電磁波を利用する装備(レーダー、通信、航法、誘導)又はこれに類する他の産業における機器等の研究開発、設計、製造、検査、整備等の業務 2 大学その他の教育研究機関における電磁波利用又はこれに類する分野の研究開発業務 |
| 心理 | 大学又は大学院において心理学を専攻 | 臨床心理士及び公認心理師の資格を有し、精神保健、心理査定、臨床心理又はカウンセリング等の業務経験を2年以上有する者 | |
| 航空自衛隊 | 気象 | 理学部又は工学部等において、気象学、地球物理学、応用気象学、流体力学又はこれらに相当する専攻学科 | 官公庁、民間企業、大学等において、気象に関連する業務経験(研究業務を含む。)を2年以上有する者 |
| | 情報通信 | 専攻学科等不問 | 次の条件を全て満たす者 1 情報処理安全確保支援士、システム監査技術者、プロジェクトマネージャ、データベーススペシャリスト又はネットワークスペシャリストの資格を有する者 2 情報セキュリティ関連の業務経験を3年以上有する者 |
| | 安全保障 | 安全保障学、国際政治学、社会学、経済学、経営学、国際関係論、意思決定論又はこれらに相当する専攻分野 | 次の条件を全て満たす者 1 左記に関する国内外の博士号取得者又はこれと同等の能力を有する者(大学院及びシンクタンク等における安全保障に関する研究実績(学術誌等への論文掲載、学会等での発表)を2年以上有する。) 2 洋書又は外国文献を読破できる語学力(主として英語)を有する者 |
| | 法務 | 法学部 | 次の条件を全て満たす者 1 左記に関する国内外の修士号又は博士号取得者 2 大学院での研究又は宇宙関連企業で宇宙に係る国際法の研究等の業務経験を2年以上有する者 |
| | 研究開発 | 理工系学部又はこれらに相当する学部 | 次の条件を全て満たす者 1 左記に関する国内外の修士号又は博士号取得者 2 電気、電子、通信、宇宙分野等の研究開発部署における業務経験を2年以上有する者 |
| | 衛生(看護) | 看護学科又はこれらに相当する学科 | 次の条件を全て満たす者 1 看護師免許を有する者 2 学士又は修士取得者 3 看護師として病院、行政機関又は研究機関のいずれかにおける業務経験を2年以上有する者 |
| | 衛生(心理) | 臨床心理学又はこれらに相当する専攻分野 | 次の条件を全て満たす者 1 臨床心理士の資格を有する者 2 精神保健、心理査定、臨床心理又はカウンセリングに関する業務経験を2年以上有する者 |

※ 各部門の業務及びその概要については、4ページを参照

イ 令和2年4月1日現在、次表の年齢及び大学等卒業後の経過年数を有する者(各部門共通)

| 区分 | 部門等 | 年齢 | 大学卒業後の経過年数等(注) | 採用時の階級(基準) |
|-------|------------------------------------|-------|----------------|------------|
| 海上自衛隊 | 情報通信、安全保障、語学、技術情報分析部門 | 45歳未満 | 12年以上 | 3等海佐 |
| | 艦船・航空機・武器、情報通信、安全保障、語学、技術情報分析、心理部門 | 38歳未満 | 12年以上 | 1等海尉 |
| | 艦船・航空機・武器、心理部門 | 34歳未満 | 8年以上 | 2等海尉 |
| 航空自衛隊 | 衛生(看護)部門で役職経験(看護師長等)1年以上を有する者 | 45歳未満 | 12年以上 | 3等空佐 |
| | 衛生(心理)及び安全保障部門 | | | 3等空佐以下 |
| | 衛生(看護)部門 | | | 1等空尉又は2等空尉 |
| | 気象、情報通信、法務、研究開発部門 | 38歳未満 | 12年以上 | 1等空尉 |
| | | 34歳未満 | 8年以上 | 2等空尉 |

注：採用時の階級は経歴、経験年数等によって異なります。

- (2) この試験を受けられない者
- ア 日本国籍を有しない者
 - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

4 試験

- (1) 試験期日 **令和2年7月20日(月)**
- (2) 試験場 海上自衛隊：横須賀地区(神奈川県横須賀市)
航空自衛隊：目黒基地(東京都目黒区)
- (3) 試験種目 筆記試験(一般教養及び小論文(ただし、航空自衛隊の受験者については専門記述を含む。))、口述試験及び身体検査

主な身体検査の合格基準(注1)

| 検査項目 | 基準 | |
|-----------------------------------|--|------------|
| | 男子 | 女子 |
| 身長 | 150cm以上のもの | 140cm以上のもの |
| 体重 | 身長と均衡を保っているもの(注2) | |
| 視力 | 両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの | |
| 色覚 | 色盲又は強度の色弱でないもの | |
| 聴力 | 正常なもの | |
| 歯 | 多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの | |
| その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3) | 1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの | |

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり

注3：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

- (1) 志願書類の請求
- 志願書類は、各都道府県に所在する**自衛隊地方協力本部**において取り扱っています。
- 志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの**自衛隊地方協力本部**に請求してください。その際、「海上自衛隊技術海上幹部志願書類」又は「航空自衛隊技術航空幹部志願書類」の請求であることを明記してください。
- 自衛官募集ホームページから志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの**自衛隊地方協力本部**に持参又は送付してください。

| 項目 | 内容 | 必要数 |
|--------|---|-----|
| 志願票 | 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入) | 1部 |
| 自衛隊受験票 | 志願票と同じ写真を貼ってください。 | 1部 |
| 免許証の写し | 応募資格となるものを提出してください(注2)。 | 1部 |
| 証明書 | 大学以上の卒業証明書及び成績証明書(注2) | 各1部 |
| 返信用封筒 | 宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注3)。 | 1部 |

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：提出していただく志願票、免許証の写し及び証明書等は、返却いたしません。

注3：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

6 合格者の発表

- (1) **令和2年8月28日(金)**に自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、自衛官募集ホームページに掲載します。また、合格者に対しては、本人宛に合格通知書の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

合格通知書は、送付事情などのため、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ掲示場所等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日たっても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

- (2) 合否に関する照会には一切応じられません。

7 合格者の取扱い

合格者は、採用に関する意向調査を実施します。採用に応諾した者は、採用予定者となります。

8 入 隊

- (1) 海上自衛隊：合格者は令和2年9月下旬、海上自衛隊幹部候補生学校(広島県江田島市)に入隊します。
航空自衛隊：合格者は令和2年10月以降、全国の主要な部隊等に入隊します。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意してください。また、併せて薬物使用検査を実施します。
- (3) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

9 俸給等(令和2年2月1日現在)(注)

- (1) 俸給の月額

- 3等海佐・3等空佐 約31万円～
- 1等海尉・1等空尉 約27万～約31万円
- 2等海尉・2等空尉 約25万～約28万円

注：採用時の俸給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

- (2) 各種手当

毎月の俸給のほか、期末・勤勉手当(年2回)が支給されます。また、勤務や職種・職域に応じた各種手当等があります。

- (3) 退職手当

勤続6か月以上で勤務年数に応じて支給されます。

- (4) 若年定年退職者給付金制度

若年定年制から生ずる不利益を補うため、自衛官として20年以上勤務し、1等海・空佐以下で定年退職をした場合に支給されます。給付金支給額の目安としては、定年退職後から60歳までの期間1年につき、退職時の俸給月額の約6か月分が支給されます。

ただし、退職後の年収に応じて、給付金支給額の一部又は全部が減額されることがあります。

| 採用時の年齢 | 定年退職時の階級 | | |
|--------|-----------------------|---------------------|-------------------|
| | 1・2・3等海・空尉 (55歳定年) | 2・3等海・空佐 (55歳定年) | 1等海・空佐 (56歳定年) |
| 36歳以上 | 支給されません。 | 支給されません。 | 支給されません。 |
| 35歳 | 支給されません。 | 支給されません。 | 支給されます。 |
| 34歳以下 | 支給されます。 | 支給されます。 | 支給されます。 |

10 その他

(1) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ連絡してください。

- 試験終了前に変更した場合……………志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
- 試験終了後に変更した場合

技術海上幹部：防衛省海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線50251

技術航空幹部：防衛省航空幕僚監部人事教育部人事計画課募集班

〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線60237

(2) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。

(3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

技術海上幹部・技術航空幹部とは

大学において、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、関連する業務経験を有する者又は資格を有する者を対象に、その経験を活かし、装備品等の研究開発、維持整備、通信、心理、安全保障、気象、法務及び看護に関する業務に従事する幹部自衛官を採用するものです。

入隊後の教育

入隊後、技術海上幹部は、海上自衛隊幹部候補生学校(広島県江田島市)において、技術航空幹部は、航空自衛隊幹部候補生学校(奈良県奈良市)において約2か月間、幹部自衛官として必要な教育を受けます。

主な業務

資格・免許等に応じて、海上自衛隊・航空自衛隊の各部隊等で次のような業務に従事します。

| 区分 | 部門 | 業務 | 概要 | | |
|--------|-----------|---|---|--|-------------------------|
| 海上自衛隊 | 艦船・航空機・武器 | 技術行政 | 海上自衛隊の装備を近代化するための企画及び造船所等又は航空機会社等に対する技術的指導、監督、検査等 | | |
| | | 整備 | 艦船、航空機、武器等の改造、修理、部品の製造、維持管理 | | |
| | | 監督・検査 | 艦船、航空機、武器等の製造、改造及び修理の監督、検査 | | |
| | | 実験 | 製造計画実施の資料を得るための、艦船、航空機、武器等が計画どおりの性能を発揮することができるかどうかに関する各種実験及び技術的検討 | | |
| | 情報通信 | 研究開発 | 技術開発に必要な調査研究、艦船、航空機、武器等の重要な改善を行うための設計、試作品等の研究開発 | | |
| | | 指導・監督 | 無線設備の操作、運用に関する技術指導及び監督、検査 | | |
| | 安全保障 | 管理運用・研究開発 | ネットワークの管理運用、サイバーセキュリティの確保及び研究開発 | | |
| | | 開発・教育・分析・研究 | 海上自衛隊を取り巻く安全保障環境の将来見積り、関連する情勢分析資料の作成、海上防衛力の整備・運用に関する調査研究、普及教育、指導及び監督等 | | |
| | 心理 | 語学 | 分析・研究 | 他国報道資料の翻訳、情報及び作戦分析、戦術研究 | |
| | | 心理 | 技術情報分析 | 分析・研究 | 電磁波情報に関する能力分析、技術情報資料の作成 |
| | | | 心理行政 | 心理学に基づく海上自衛隊の施策に関する企画、指導及び監督 | |
| | | | 相談 | 海上自衛隊の相談室・自衛隊病院等におけるカウンセリング、心理査定、惨事ストレスケア活動等 | |
| | 航空自衛隊 | 気象 | 部隊及び家族支援 | 部隊へのメンタルヘルス講習、部隊関係者に対するコンサルテーション活動及び復帰支援等の実施 | |
| | | | 研究 | 心理に関する調査・研究(メンタルヘルス、ストレス、疲労等) | |
| 気象 | | 気象 | 気象施策に関する企画、指導、監督及び気象予報、研究等 | | |
| 情報通信 | | サイバーセキュリティ | サイバー関連業務等の企画、統制、指導及び監督等 | | |
| | | 調査研究 | 航空自衛隊を取り巻く安全保障環境や航空防衛力の整備・運用に関する調査研究、普及教育、指導及び監督等 | | |
| 衛生(看護) | | 法務 | 研究・法的支援 | 航空自衛隊の施策に係る法的研究、支援及び指導、監督等 | |
| | | 研究開発 | 研究開発 | 航空装備品、電子装備品等の研究開発に必要な調査、分析、検討、評価等、指導、監督等 | |
| | 看護 | 看護 | 自衛隊病院、医務室における看護、指導、監督及び衛生施策に関する企画、教育、指導、監督等 | | |
| 衛生(心理) | 心理 | カウンセリング、心理査定、惨事ストレスケア活動及び心理学に基づく施策に関する企画、指導、監督等 | | | |

■ 合格基準表

男子

| 身長 | 体重 | 体重超過の判定基準 |
|--------|------|-----------|
| cm | kg以上 | kg以上 |
| 150.0～ | 44 | 65 |
| 152.0～ | 45 | 67 |
| 155.0～ | 47 | 69 |
| 158.0～ | 47.5 | 71.5 |
| 161.0～ | 48 | 74 |
| 164.0～ | 49 | 76.5 |
| 167.0～ | 50 | 79 |
| 170.0～ | 52 | 81.5 |
| 173.0～ | 54 | 84 |
| 176.0～ | 56 | 86.5 |
| 179.0～ | 58 | 89 |
| 182.0～ | 60 | 91.5 |
| 185.0～ | 62 | 94 |
| 188.0～ | 64 | 96.5 |
| 191.0～ | 66 | 99 |

女子

| 身長 | 体重 | 体重超過の判定基準 |
|--------|------|-----------|
| cm | kg以上 | kg以上 |
| 140.0～ | 38 | 52 |
| 142.0～ | 39 | 53 |
| 145.0～ | 40 | 55 |
| 148.0～ | 42 | 57 |
| 150.0～ | 43 | 58 |
| 152.0～ | 43.5 | 59.5 |
| 155.0～ | 44 | 62 |
| 158.0～ | 44.5 | 64.5 |
| 161.0～ | 45 | 67 |
| 164.0～ | 46 | 69.5 |
| 167.0～ | 47.5 | 72 |
| 170.0～ | 49 | 74.5 |
| 173.0～ | 51 | 77 |
| 176.0～ | 53 | 79.5 |
| 179.0～ | 55 | 82 |
| 182.0～ | 57 | 85 |
| 185.0～ | 59 | 88 |
| 188.0～ | 61 | 91 |
| 191.0～ | 63 | 94 |

■ 志願票・受験票記入例

① 志願票

医科・歯科幹部自衛官 (技術海上幹部)・技術海曹
 医科・歯科・薬剤科幹部候補生 技術航空幹部・技術空曹
 陸上自衛官(看護) (応募種目を○で囲む)

氏名 防衛 一郎 (男) (1) 次のとおり写真等を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、郵送してください。

生年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (2) 写真を貼っていない場合は、必ず郵送時の封筒等に「志願者」と同一の写真を添付してください。

職業 〇〇〇 (3) 志願票と同一の写真を添付してください。

志願区分 陸・海・空 医科・歯科・薬剤科 (4) 希望試験場 (1次) (2次)

部門・職域 艦船・航空機・武器 (5) 希望試験場 (1次) (2次)

衛生履歴 免許 〇〇〇〇〇〇〇〇 (6) 資格免許 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

現住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 (7) 資格検定 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

家族等連絡先 防衛 太郎 (8) 家族等連絡先 (9) 家族等連絡先

学歴 〇〇〇〇〇〇〇〇 (10) 学歴 (11) 職歴

過去の自衛官等の受験 (12) 過去の自衛官等の受験

私は、技術海上幹部 採用試験を受験したいので、申し込みます。
 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。
 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 氏名(自筆) 防衛 一郎

注：記入上の注意
 1 写真又は顔コンタ(ボーレン印)で本人が特番ではっきりと記入してください。
 2 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
 3 記入欄が足りないときは、裏面の用紙をつけて記入してください。
 4 記入事項に不正がある場合は採用を拒否させていただきます。
 5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

受付地方協力本部

応募種別 幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部、(技術海上幹部) 技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生(総合選抜・推薦・一般)、防衛医科大学校学生(医学科・看護学科(自衛官候補看護学生))、陸上自衛隊高等工科大学校学生(推薦・一般)、自衛官候補生、予備自衛官補(一般)、陸上予備自衛官補(技能)、海上予備自衛官補(技能)その他()

受験番号

氏名 防衛 一郎

試験場

試験日時

写真 (志願票と同じものを貼り付ける。縦4×横3cm)

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。
 2 幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
 3 防衛大学校学生志願者は、総合選抜・推薦・一般の区分を○で囲むこと。
 4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。
 5 陸上自衛隊高等工科大学校学生志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「志願する募集種目」：「技術海上幹部」又は「技術航空幹部」を○で囲む。
- 「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」：年齢は令和2年4月1日現在の年齢を記入
- 「職業」：大学生は「大学生」、大学院生は「大学院生」、専門学校生は「専門学校生」、会社員は「会社員」、無職は「無職」等と記入
- 「部門・職域」：希望する部門を記入
※4ページ(主な業務)の部門欄を参考
- 「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- 「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- 「現住所」：都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- 「家族等連絡先」：氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
- 「学歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む。)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- 「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入
- 「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貸費学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科大学校学生をいう。)
- 「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

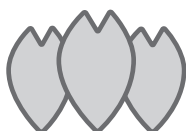
注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：写真(志願票及び受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

- <自衛隊法第38条第1項>
 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

| 地方協力本部 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | URL |
|--------|----------|-------------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 札幌 | 060-8542 | 札幌市中央区北4条西15丁目1 | 011(631)5472 | https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/ |
| 函館 | 042-0934 | 函館市広野町6-25 | 0138(53)6241 | https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/ |
| 旭川 | 070-0902 | 旭川市春光町国有無番地 | 0166(51)6055 | https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/ |
| 帯広 | 080-0024 | 帯広市西14条南14丁目4 | 0155(23)5882 | https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/ |
| 青森 | 030-0861 | 青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F | 017(776)1594 | https://www.mod.go.jp/pco/aomori/ |
| 岩手 | 020-0023 | 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F | 019(623)3236 | https://www.mod.go.jp/pco/iwate/ |
| 宮城 | 983-0842 | 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F | 022(295)2612 | https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/ |
| 秋田 | 010-0951 | 秋田市山王4丁目3-34 | 018(823)5404 | https://www.mod.go.jp/pco/akita/ |
| 山形 | 990-0041 | 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F | 023(622)0712 | https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/ |
| 福島 | 960-8162 | 福島市南町86 | 024(546)1920 | https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/ |
| 茨城 | 310-0011 | 水戸市三の丸3丁目11-9 | 029(231)3315 | https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ |
| 栃木 | 320-0043 | 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F | 028(634)3385 | https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/ |
| 群馬 | 371-0805 | 前橋市南町3丁目64-12 | 027(221)4471 | https://www.mod.go.jp/pco/gunma/ |
| 埼玉 | 330-0061 | さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F | 048(831)6043 | https://www.mod.go.jp/pco/saitama/ |
| 千葉 | 263-0021 | 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 | 043(251)7151 | https://www.mod.go.jp/pco/chiba/ |
| 東京 | 162-8850 | 新宿区市谷本村町10番1号 | 03(3260)0543 | https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/ |
| 神奈川 | 231-0023 | 横浜市中区山下町253-2 | 045(662)9429 | https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/ |
| 新潟 | 950-8627 | 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F | 025(285)0515 | https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/ |
| 山梨 | 400-0031 | 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F | 055(253)1591 | https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/ |
| 長野 | 380-0846 | 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F | 026(233)2108 | https://www.mod.go.jp/pco/nagano/ |
| 静岡 | 420-0821 | 静岡市葵区柚木366 | 054(261)3151 | https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/ |
| 富山 | 930-0856 | 富山市牛島新町6-24 | 076(441)3271 | https://www.mod.go.jp/pco/toyama/ |
| 石川 | 921-8506 | 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F | 076(291)6250 | https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/ |
| 福井 | 910-0019 | 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F | 0776(23)1910 | https://www.mod.go.jp/pco/fukui/ |
| 岐阜 | 502-0817 | 岐阜市長良福光2675-3 | 058(232)3127 | https://www.mod.go.jp/pco/gifu/ |
| 愛知 | 454-0003 | 名古屋市中川区松重町3-41 | 052(331)6266 | https://www.mod.go.jp/pco/aichi/ |
| 三重 | 514-0003 | 津市桜橋1丁目91 | 059(225)0531 | https://www.mod.go.jp/pco/mie/ |
| 滋賀 | 520-0044 | 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F | 077(524)6446 | https://www.mod.go.jp/pco/shiga/ |
| 京都 | 604-8482 | 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F | 075(803)0820 | https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/ |
| 大阪 | 540-0008 | 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F | 06(6942)0543 | https://www.mod.go.jp/pco/osaka/ |
| 兵庫 | 651-0073 | 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F | 078(261)8600 | https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/ |
| 奈良 | 630-8301 | 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F | 0742(23)7001 | https://www.mod.go.jp/pco/nara/ |
| 和歌山 | 640-8287 | 和歌山市築港1丁目14-6 | 073(422)5116 | https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/ |
| 鳥取 | 680-0845 | 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F | 0857(23)2251 | https://www.mod.go.jp/pco/tottori/ |
| 島根 | 690-0841 | 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F | 0852(21)0015 | https://www.mod.go.jp/pco/shimane/ |
| 岡山 | 700-8517 | 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F | 086(226)0361 | https://www.mod.go.jp/pco/okayama/ |
| 広島 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F | 082(221)2957 | https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/ |
| 山口 | 753-0092 | 山口市八幡馬場814 | 083(922)2325 | https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/ |
| 徳島 | 770-0941 | 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F | 088(623)2220 | https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/ |
| 香川 | 760-0019 | 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F | 087(823)9206 | https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/ |
| 愛媛 | 790-0003 | 松山市三番町8丁目352-1 | 089(941)8381 | https://www.mod.go.jp/pco/ehime/ |
| 高知 | 780-0061 | 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F | 088(822)6128 | https://www.mod.go.jp/pco/kochi/ |
| 福岡 | 812-0878 | 福岡市博多区竹丘町1丁目12番 | 092(584)1881 | https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/ |
| 佐賀 | 840-0047 | 佐賀市与賀町2-18 | 0952(24)2291 | https://www.mod.go.jp/pco/saga/ |
| 長崎 | 850-0862 | 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F | 095(826)8844 | https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/ |
| 大分 | 870-0016 | 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F | 097(536)6271 | https://www.mod.go.jp/pco/oita/ |
| 熊本 | 860-0047 | 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F | 096(297)2051 | https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/ |
| 宮崎 | 880-0901 | 宮崎市東大淀2丁目1-39 | 0985(53)2643 | https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/ |
| 鹿児島 | 890-8541 | 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F | 099(253)8920 | https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/ |
| 沖縄 | 900-0016 | 那覇市前島3丁目24-3-1 | 098(866)5457 | https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/ |



平和を、仕事にする。

陸海空自衛官募集

< 自衛官募集ホームページ >

https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/



< 募集コールセンター >

守ろうみんなの国 ☎0120-063792

(年中無休受付時間12:00~20:00)

jieikanbosyu@bellwell.com

● お問い合わせは、下記自衛隊地方協力本部へ。